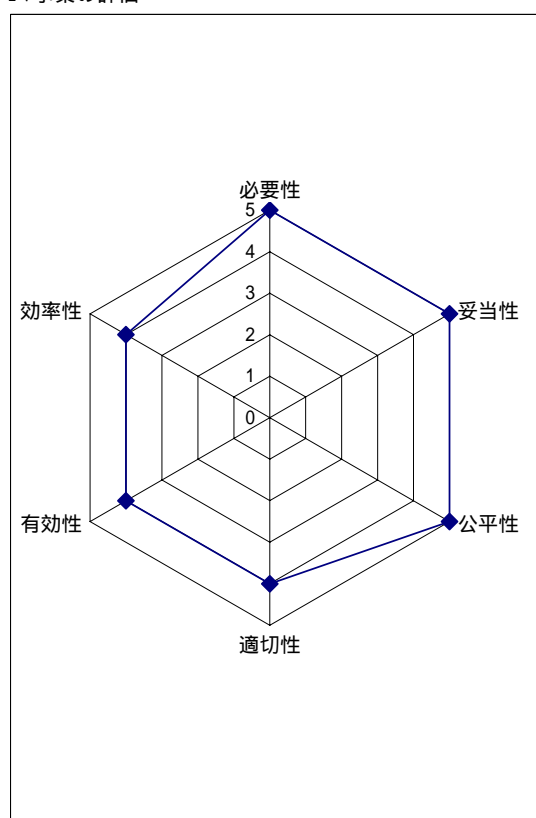


事務事業名	少子化対策医療費助成事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	保険年金課
施策体系	生涯にわたる健康づくり	担当係名	医療福祉係
施策	その他		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	近年高齢化が進み若年層の減少が著しい中、茨城県の医療福祉制度の所得制限で所得オーバーになり、県の医療福祉制度を受けられない妊産婦及び乳幼児に対し、外来自己負担金、入院負担金等を超えた金額を市が助成することにより、受給者の経済的軽減を図り、少子化対策の一翼を担うものである。		
事業の期間(開始/終了)	99年 99月 / 99年 99月		
根拠法令、条例、規則など	結城市医療福祉費支給に関する条例 結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則		
事業が対象としている人(モノ)	妊産婦・乳幼児(0歳から小学校入学前まで)	小学生の入院負担	
具体的な活動内容	妊産婦の医療福祉制度についての周知の徹底、市単独制度についてのPRを強化		
	医療福祉費申請の受け付け及び支払事務の効率化を図る		
事業の成果	妊産婦及び乳幼児の所得制限オーバー者でも、医療福祉制度に該当させることにより、少子化抑制の意識の高揚を図る。		
	妊産婦及び乳幼児の受給者家庭の経済的負担を軽減させることができた。		
	妊産婦及び乳幼児誰もが医療福祉を利用できることで、安心して子供を生育する環境を整備できた。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている 少子化対策の事業の一環として、少子化対策医療費助成事業は、罹患率の高い乳幼児に対して、経済的に軽減をすることで有効である。
	5 行政以外にはできない事業である 事業を推進する上で、受給者世帯の所得を把握しなくてはならない等、税法上の問題や個人の情報など個人情報保護の面からも行政が行うべき事業である。
公平性	5 広い範囲に対して便益を提供しており、偏りは見られない 妊産婦と乳幼児について、誰もが受けられる制度に改正したことで、受給者に対し公平な制度となっている。
	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 17年7月から、ピンクの用紙を廃止するなど、受給者に対するサービスを改善している。給付事務の増大・複雑化等については、医療機関窓口との連携を密にするなど改善の余地がある。
有効性	4 概ね目標水準に達している 罹患率の高い乳幼児期に医療が必要なときに必要なだけ受けられることは、乳幼児の健全な育成及び病気の重病化を防ぎ、子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消に一助を担っている。
	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている) 対象年齢の拡大等で申請件数や事務量が大幅に増えているが、マル福申請書(ピンク用紙)の廃止などを図り、事務の効率化を図っている。

総合評価	医療福祉制度を取り巻く最近の動向として、少子化対策の一環の事業として重要な役割を担っている。他の市町村においてもこの事業に対する必要性を重要視しているところが多く、対象年齢の拡大や助成の方法などで、予算を拡充していく必要がある。また、少子化に対しては、マル福制度以外でも、女性の結婚・出産・子育ての面で様々な環境整備が必要であり、関係機関の連携の重要性が増している。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	中長期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
	説明	子育ての中で大切なことは、「安心」と「安全」の環境であり、特に医療費に対する助成制度への充実ニーズは高いものがある。当該制度は、所得に関わらず、誰もが安心して子育てができる環境の一翼を担うもので、今後は当該制度の浸透を図る中で、他の事業・制度とのタイアップして、さらに少子化対策の充実、子育て環境の整備が必要である。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	妊産婦、未就学児への医療費に対する助成制度への充実ニーズは高いものがある。当該制度は、誰もが安心して子育てが出来る環境を整備する上で有効である。さらに他の事業・制度と連携して少子化対策の充実、子育て環境を整備する。			